

「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」について

1 改正の趣旨

令和7年12月1日の民生委員一斉改選にあたり、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定による民生委員定数の見直しを行い、民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成26年広島県条例第4号。以下「条例」という。）の一部改正について、2月定例会に上程、3月17日に議決を受け成立した。

【民生委員法】

第三条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

2 改正の理由

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町の区域ごとに、市町長の意見を聴いて都道府県の条例で定めることとなっており、本県では、民生委員の任期（3年間）の満了に合わせて、市町の意見を聞き、定数の見直しを実施している。

3 定数の設定方法等

民生委員は、市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者を、県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱を行う。

民生委員の定数については、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、人口、面積、高齢化率等を勘案した県基準を設定している。各市町はこれに基づき市町民生委員児童委員協議会と協議の上、希望定数を算出している。（別紙1参照）

4 条例改正の概要

各市町に意見聴取した結果、尾道市、東広島市及び江田島市から、下記のとおり定数変更の意見があった。県の基準により精査した結果、適正範囲内であったため、定数の改正を行った。

なお、この他の市町からは、人口や世帯数が増加しても現在の体制で対応できること、また人口や世帯数が減少した場合においても高齢者数等は増加し、民生委員の活動ニーズに変わらないことなどから、定数を維持するとの意見があった。（別紙2参照）

(1) 改正内容

条例第2条の表の尾道市、東広島市及び江田島市の定数を改正する。

市町名	現在の定数	改正定数（案）	改正後の増減
尾道市	374人	371人	△3人
東広島市	322人	324人	2人
江田島市	103人	98人	△5人

(2) 改正理由

【尾道市】（△3名）

今回減員を予定している地区（尾道第一区及び第七区）は、人口及び世帯数ともに著しく減少していることから、3名減員とする。

【東広島市】（+2名）

今回増員を予定している地区（八本松地区及び高屋地区）は、世帯数等が増加しており、また住民の高齢化が進み、今後、高齢者の急激な増加も見込まれているため、2名増員とする。

【江田島市】（△5名）

今回減員を予定している地区（大柿地区）は、人口及び世帯数ともに著しく減少していることから、5名減員とする。

・改正後の各市町の民生委員定数（県全体 2,548名→2,542名）※政令市、中核市を除く

竹原市	83名	江田島市	103名⇒98名（△5名）
三原市	252名	府中町	110名
尾道市	374名⇒371名（△3名）	海田町	41名
府中市	121名	熊野町	48名
三次市	189名	坂町	34名
庄原市	163名	安芸太田町	45名
大竹市	68名	北広島町	77名
東広島市	322名⇒324名（+2名）	大崎上島町	46名
廿日市市	225名	世羅町	69名
安芸高田市	129名	神石高原町	49名

5 施行時期

令和7年12月1日

民生委員・児童委員及び主任児童委員の配置基準について

平成25年2月26日
高齢者支援課
(地域共生社会推進課)

(基本方針)市町ごとの管内人口や面積、地理的条件等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえた配置基準を設定する。

基 準		摘 要																																																																					
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	<p>《国基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口10万人以上の市 →170～360世帯ごとに1人 人口10万人未満の市 →120～280世帯ごとに1人 町村 →70～200世帯ごとに1人 <p>定数設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定について留意すること。</p>																																																																						
	<p>《県基準》 (一般基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口5万人以上の市 →200世帯ごとに1人 人口5万人未満の市・人口2万5千人以上の町 →170世帯ごとに1人 人口2万5千人未満の町 →120世帯ごとに1人 																																																																						
	(特別基準)																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県 平均比率</th> <th>民生委員1人当たり世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">面 積 (民生委員) (1人当たり)</td> <td>0.5倍以下</td> <td>世帯数で算出した民生委員数×0.9</td> </tr> <tr> <td>2倍</td> <td>115世帯</td> </tr> <tr> <td>3倍</td> <td>110世帯</td> </tr> <tr> <td>4倍</td> <td>105世帯</td> </tr> <tr> <td>5倍</td> <td>100世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">高 齢 化 率</td> <td>～0.7倍</td> <td>世帯数で算出した民生委員数×0.8</td> </tr> <tr> <td>～0.9倍</td> <td>世帯数で算出した民生委員数×0.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1.1倍</td> <td>人口5万人以上の市</td> <td>180世帯</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満の市</td> <td>150世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人以上の町</td> <td>115世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人未満の町</td> <td>115世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1.2倍</td> <td>人口5万人以上の市</td> <td>170世帯</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満の市</td> <td>140世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人以上の町</td> <td>140世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人未満の町</td> <td>110世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1.3倍</td> <td>人口5万人以上の市</td> <td>160世帯</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満の市</td> <td>130世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人以上の町</td> <td>105世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1.4倍</td> <td>人口5万人以上の市</td> <td>150世帯</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満の市</td> <td>120世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人以上の町</td> <td>100世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1.5倍以上</td> <td>人口5万人以上の市</td> <td>140世帯</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満の市</td> <td>110世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人以上の町</td> <td>95世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">被保護世帯数 (民生委員) (1人当たり)</td> <td rowspan="4">1.5倍</td> <td>人口5万人以上の市</td> <td>190世帯</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満の市</td> <td>160世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人以上の町</td> <td>115世帯</td> </tr> <tr> <td>人口2万5千人未満の町</td> <td>115世帯</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	県 平均比率	民生委員1人当たり世帯数	面 積 (民生委員) (1人当たり)	0.5倍以下	世帯数で算出した民生委員数×0.9	2倍	115世帯	3倍	110世帯	4倍	105世帯	5倍	100世帯	高 齢 化 率	～0.7倍	世帯数で算出した民生委員数×0.8	～0.9倍	世帯数で算出した民生委員数×0.9	1.1倍	人口5万人以上の市	180世帯	人口5万人未満の市	150世帯	人口2万5千人以上の町	115世帯	人口2万5千人未満の町	115世帯	1.2倍	人口5万人以上の市	170世帯	人口5万人未満の市	140世帯	人口2万5千人以上の町	140世帯	人口2万5千人未満の町	110世帯	1.3倍	人口5万人以上の市	160世帯	人口5万人未満の市	130世帯	人口2万5千人以上の町	105世帯	1.4倍	人口5万人以上の市	150世帯	人口5万人未満の市	120世帯	人口2万5千人以上の町	100世帯	1.5倍以上	人口5万人以上の市	140世帯	人口5万人未満の市	110世帯	人口2万5千人以上の町	95世帯	被保護世帯数 (民生委員) (1人当たり)	1.5倍	人口5万人以上の市	190世帯	人口5万人未満の市	160世帯	人口2万5千人以上の町	115世帯	人口2万5千人未満の町	115世帯	
	区 分	県 平均比率	民生委員1人当たり世帯数																																																																				
	面 積 (民生委員) (1人当たり)	0.5倍以下	世帯数で算出した民生委員数×0.9																																																																				
		2倍	115世帯																																																																				
		3倍	110世帯																																																																				
		4倍	105世帯																																																																				
		5倍	100世帯																																																																				
高 齢 化 率	～0.7倍	世帯数で算出した民生委員数×0.8																																																																					
	～0.9倍	世帯数で算出した民生委員数×0.9																																																																					
	1.1倍	人口5万人以上の市	180世帯																																																																				
		人口5万人未満の市	150世帯																																																																				
		人口2万5千人以上の町	115世帯																																																																				
		人口2万5千人未満の町	115世帯																																																																				
	1.2倍	人口5万人以上の市	170世帯																																																																				
		人口5万人未満の市	140世帯																																																																				
		人口2万5千人以上の町	140世帯																																																																				
		人口2万5千人未満の町	110世帯																																																																				
	1.3倍	人口5万人以上の市	160世帯																																																																				
		人口5万人未満の市	130世帯																																																																				
		人口2万5千人以上の町	105世帯																																																																				
	1.4倍	人口5万人以上の市	150世帯																																																																				
		人口5万人未満の市	120世帯																																																																				
人口2万5千人以上の町		100世帯																																																																					
1.5倍以上	人口5万人以上の市	140世帯																																																																					
	人口5万人未満の市	110世帯																																																																					
	人口2万5千人以上の町	95世帯																																																																					
被保護世帯数 (民生委員) (1人当たり)	1.5倍	人口5万人以上の市	190世帯																																																																				
		人口5万人未満の市	160世帯																																																																				
		人口2万5千人以上の町	115世帯																																																																				
		人口2万5千人未満の町	115世帯																																																																				
	注) 複数の要件に該当する場合は、最も世帯数の少ない基準を適用する。																																																																						
	面積要件に該当する場合、高齢化率1.5倍以上、または被保護世帯数1.5倍以上のときは、適用する基準の世帯数から25世帯を、それぞれ減ずる。																																																																						

	<p>(増員・減員の考え方)</p> <p>① 県の基準定数に対する現行配置数の充足率が 115%超の市町については、原則減員する。</p> <p>② 基準定数に対する現行配置数の充足率が 100%未満で、増員 要望のある市町については、増員する。</p>	各市町の実情を考慮する。
主任児童委員	<p>《国基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域等担当委員定数 ～39 人まで → 2 人 区域等担当委員定数 40 人～ → 3 人 	
	<p>《県基準》</p> <p>小規模の民協については、1 人配置を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員定数 ～10 人まで → 1 人 民生委員・児童委員定数 11 人～39 人まで → 2 人 民生委員・児童委員定数 40 人～ → 3 人 	

(民生委員・児童委員の算定方法)

- ①特別基準の要件がある場合：一般基準に代わり、特別基準で算定した基準を県基準とする。
- ②特別基準の要件に複数該当する場合：最も世帯数の少ない基準を適用する。
- ③但し、特別基準の面積が 0.5 倍以下、高齢化率が～0.7 倍、～0.9 倍に該当する場合
 - ・他に特別基準に該当しない場合：一般基準の世帯数で算出した民生委員数に③を適用する。
 - ・②と③の両方に該当する場合：②で算出した民生委員数に③を適用する。
 - ・面積が 0.5 倍以下と高齢化率が～0.7 倍の両方に該当する場合：高齢化率を適用する。
- ④面積が 2 倍以上に該当し、高齢化率 1.5 倍以上、または被保護世帯数 1.5 倍以上の場合：適用する基準の世帯数から 25 世帯を、それぞれ減ずる。

<算定例>

県 { 総人口：928,000 人 高齢者人口：307,000 人 面積：6,700 k m² 総世帯数：435,000 世帯
被保護世帯数：5,600 世帯 現行定数：2,337 人 }

A町 { 総人口：52,000 人 高齢者人口：12,000 人 面積：10 k m² 総世帯数：23,000 世帯
被保護世帯数：400 世帯 現行定数：103 人 }

国 基準 町村 70 人～200 世帯ごとに 1 人

・ 県 一般基準 170 世帯ごとに 1 人

・ 県 特別基準

面積 (面積/現行定数) : 県平均比率の 0.5 倍以下 (世帯数で算出した民生委員数×0.9 に該当) →適用外

A町 0.1 k m²/人 県平均 2.9 k m²/人 県平均の 0.04 倍

高齢化率 (高齢者/総人口) : 県平均比率の～0.7 倍 (世帯数で算出した民生委員数×0.8 に該当) →適用

A町 23% 県平均 33% 県平均の 0.7 倍

被保護世帯数 (被保護世帯数/現行定数) : 県平均比率の 1.5 倍 160 世帯に該当 →適用

A町 3.9 世帯/人 県平均 2.4 世帯/人 県平均の 1.6 倍

算定式

23,000 (総世帯) /160 (被保護世帯適用) *0.8 (高齢化率適用) =115 人 A町の県基準 115 人

令和7年度 民生委員・児童委員（主任児童委員） 一斉改選 定数

市町名	(区域担当 民生委員・児童委員 算定)																			民生委員・児童委員 定数							R6 ・ 11 欠 員 数					
	R3.3.31 世帯数等の状況						R6.3.31 世帯数等の状況						世帯数等の増減							(区域担当 民生委員・児童委員)			(主任児童委員)									
	人口	世帯数	高齢者人口 (65歳以上)	被保護世帯	児童数 (14歳以下)	ひとり親世帯	人口	世帯数	高齢者人口 (65歳以上)	被保護世帯	児童数 (14歳以下)	ひとり親世帯	人口	世帯数	高齢者人口 (65歳以上)	被保護世帯	児童数 (14歳以下)	ひとり親世帯	高齢化率	面積	民生委員一人 当たり面積	県基準定数	現行定数	変更要望数	R7 年 定 数 案	現行定数		変更要望数	計	現行定数	変更要望数	計
	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	%	km ²	km ²	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
広島県合計	928,489	434,902	307,221	5,622	109,720	7,279	901,894	436,899	303,343	5,644	104,242	6,772	△ 26,595	1,997	△ 3,878	22	△ 5,478	△ 507	33.6	6,701.10	2,858	2,417	2,548	-6	2,542	2,345	-5	2,340	203	-1	202	131
大竹市	26,569	12,944	9,409	154	2,879	202	25,551	12,821	9,318	156	2,663	190	△ 1,018	△ 123	△ 91	2	△ 216	△ 12	36.5	78.66	1,269	68	68		68	62		62	6		6	11
廿日市市	116,866	52,840	35,613	538	15,183	825	115,658	53,630	36,596	551	14,937	805	△ 1,208	790	983	13	△ 246	△ 20	31.6	489.42	2,342	242	225		225	209		209	16		16	6
安芸高田市	27,874	13,540	11,162	159	2,774	250	26,362	13,309	10,775	162	2,426	195	△ 1,512	△ 231	△ 387	3	△ 348	△ 55	40.9	537.71	4,596	96	129		129	117		117	12		12	3
江田島市	21,862	11,914	9,837	145	1,654	208	20,555	11,585	9,431	129	1,483	165	△ 1,307	△ 329	△ 406	△ 16	△ 171	△ 43	45.9	100.65	1,059	81	103	-5	98	95	-5	90	8		8	15
府中町	52,111	23,177	12,851	365	6,144	386	52,442	23,918	13,049	349	7,617	364	331	741	198	△ 16	1,473	△ 22	24.9	10.41	0,100	113	110		110	104		104	6		6	14
海田町	30,387	13,861	7,219	148	4,461	248	30,788	14,242	7,244	144	4,582	182	401	381	25	△ 4	121	△ 66	23.5	13.79	0,354	72	41		41	39		39	2		2	5
熊野町	23,638	10,596	8,344	113	2,881	214	23,472	10,843	8,184	106	2,821	188	△ 166	247	△ 160	△ 7	△ 60	△ 26	34.9	33.76	0,750	81	48		48	45		45	3		3	3
坂町	12,875	5,742	3,836	53	1,523	117	12,545	5,737	3,755	59	1,688	126	△ 330	△ 5	△ 81	6	165	9	29.9	15.69	0,490	44	34		34	32		32	2		2	1
安芸太田町	5,958	3,113	3,066	17	464	52	5,459	3,004	2,882	15	380	48	△ 499	△ 109	△ 184	△ 2	△ 84	△ 4	52.8	341.89	8,140	43	45		45	42		42	3		3	0
北広島町	18,073	8,016	7,002	73	1,822	155	17,105	8,378	6,800	77	1,634	122	△ 968	362	△ 202	4	△ 188	△ 33	39.8	646.20	8,975	77	77		77	72		72	5		5	1
竹原市	24,387	12,196	10,146	149	2,125	194	22,936	11,941	9,851	156	1,831	185	△ 1,451	△ 255	△ 295	7	△ 294	△ 9	42.9	118.23	1,556	86	83		83	76		76	7		7	6
東広島市	189,084	88,061	46,348	963	27,002	1,393	189,550	90,615	47,234	1,004	26,054	1,362	466	2,554	886	41	△ 948	△ 31	24.9	635.16	2,103	363	322	2	324	302	2	304	20		20	8
大崎上島町	7,144	4,138	3,435	36	552	25	6,744	4,076	3,139	41	470	25	△ 400	△ 62	△ 296	5	△ 82	0	46.5	43.11	1,003	35	46		46	43		43	3		3	4
三原市	91,317	43,556	32,307	774	10,339	772	87,438	43,249	31,711	748	9,246	727	△ 3,879	△ 307	△ 596	△ 26	△ 1,093	△ 45	36.3	471.00	2,048	216	252		252	230		230	22		22	12
尾道市	133,549	64,507	48,502	1,171	14,389	1,103	127,388	64,090	47,369	1,164	12,811	985	△ 6,161	△ 417	△ 1,133	△ 7	△ 1,578	△ 118	37.2	284.88	0,835	321	374	-3	371	341	-2	339	33	-1	32	14
府中市	37,864	17,216	14,311	239	3,826	331	35,585	16,926	13,870	216	3,233	298	△ 2,279	△ 290	△ 441	△ 23	△ 593	△ 33	39.0	195.75	1,796	113	121		121	109		109	12		12	7
世羅町	15,634	6,855	6,514	45	1,599	131	14,739	6,797	6,335	37	1,418	112	△ 895	△ 58	△ 179	△ 8	△ 181	△ 19	43.0	278.14	4,214	62	69		69	66		66	3		3	0
神石高原町	8,631	3,912	4,157	27	703	55	7,961	3,779	3,979	27	618	48	△ 670	△ 133	△ 178	0	△ 85	△ 7	50.0	381.98	8,488	38	49		49	45		45	4		4	2
三次市	50,852	23,416	18,385	270	5,985	389	48,303	23,093	17,851	287	5,405	393	△ 2,549	△ 323	△ 534	17	△ 580	4	37.0	778.18	4,605	136	189		189	169		169	20		20	11
庄原市	33,814	15,302	14,777	183	3,415	229	31,313	14,866	13,970	216	2,925	252	△ 2,501	△ 436	△ 807	33	△ 490	23	44.6	1,246.49	8,480	130	163		163	147		147	16		16	8